

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024 年 10 月 1 日～2029 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行う。

<対策>

- ◎令和 6 年 10 月～ 法に基づく諸制度の調査
- ◎令和 6 年 10 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- ◎令和 6 年 10 月～ 相談窓口の設置と連絡先の社内公表

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- ◎令和 6 年 11 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- ◎令和 6 年 12 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 3 回行う
- ◎令和 6 年 12 月～ 各人において年次有給休暇の取得計画を策定する